

宮崎市清武総合運動公園 有料施設使用料金一覧
(令和8年4月1日～)

有料公園 施設名	区 分			金 額	
S O K K E N ス タ ジ ア ム (第1野球場)	グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	1時間につき	840円
			高校生	1時間につき	1,260円
			一般	1時間につき	2,520円
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	12,600円
	スコアボード			1試合につき	730円
	本部室(放送設備を含む)	施設使用料(冷暖房含む)		1時間につき	630円
	ロッカールーム	施設使用料			
	医務室	施設使用料(冷暖房含む)		1時間につき	190円
	審判控室	施設使用料(冷暖房含む)		1時間につき	190円
	多目的室	施設使用料(冷暖房含む)		1時間につき	190円
	会議室1	施設使用料(冷暖房含む)		1時間につき	190円
	会議室2	施設使用料(冷暖房含む)		1時間につき	190円
	監督コーチ室	施設使用料(冷暖房含む)		1時間につき	190円
	来賓室	施設使用料(冷暖房含む)		1時間につき	190円
	貴賓室	施設使用料(冷暖房含む)		1時間につき	190円
	控室兼通路	冷暖房使用料			
打撃練習場	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	1時間につき	120円	
		高校生	1時間につき	180円	
		一般	1時間につき	360円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	1,800円	

- 備考 1 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 グラウンドをアマチュアスポーツに使用する場合において使用者が入場料を徴収するときは、グラウンドの使用料の額は、この表に掲げる額の2倍の額とする。
- 3 グラウンドをアマチュアスポーツ以外に使用する場合において使用者が入場料を徴収するときは、グラウンドの使用料の額は、当該入場料の額の最高額に300を乗じた額(その額が100,800円未満の場合は、100,800円(ただし5月1日から9月30日までの期間において、その額が126,000円未満の場合にあっては、126,000円)とする。

有料公園 施設名	区 分			金 額	
第2 野球場	グラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	1時間につき	420円
			高校生	1時間につき	630円
			一般	1時間につき	1,260円
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	6,300円
	スコアボード			1試合につき	730円
	放送室	施設使用料(冷暖房含む)		1時間につき	630円
	審判控室	施設使用料(冷暖房含む)		1時間につき	190円
多目的室	施設使用料(冷暖房含む)		1時間につき	190円	

- 備考 1 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 グラウンドを使用する場合において使用者が入場料を徴収するときは、グラウンド使用料の額は、この表に掲げる額の2倍の額とする。

有料公園 施設名	区 分			金 額		
屋内投球 練習場	投球練習場	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	全面	1時間につき	120円
				片面	1時間につき	60円
			高校生	全面	1時間につき	180円
				片面	1時間につき	90円
			一般	全面	1時間につき	360円
				片面	1時間につき	180円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間につき	1,800円			

- 備考 1 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。

☆全施設共通☆ ※使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。

有料公園 施設名	区 分		金 額	
日向夏 ドーム	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下	1時間につき	250 円
		高校生	1時間につき	370 円
		一般	1時間につき	740 円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1時間につき	3,700 円
	照明設備(アマチュアスポーツに使用する場合)	全点灯	1時間につき	740 円
		一部点灯	1時間につき	190 円
照明設備(アマチュアスポーツ以外に使用する場合)	全点灯	1時間につき	3,700 円	
	一部点灯	1時間につき	930 円	

- 備考 1 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 日向夏ドームを使用する場合において使用者が入場料を徴収するときは、日向夏ドームのこの表に掲げる額の2倍の額とする。

有料公園 施設名	区 分		金 額	
トレーニング 室	アマチュアスポーツに使用する場合	1人につき		310 円
		1団体1時間につき		1,560 円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1団体1時間につき	

有料公園 施設名	区 分		金 額	
第1テニス コート	アマチュアスポーツに使用する場合 1面につき	中学生以下	1時間につき	320 円
		高校生	1時間につき	470 円
		一般	1時間につき	940 円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき		1時間につき	4,700 円
	照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合 1面につき	1時間につき	510 円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき		1時間につき	2,550 円	

有料公園 施設名	区 分		金 額	
第2テニス コート	アマチュアスポーツに使用する場合 1面につき	中学生以下	1時間につき	240 円
		高校生	1時間につき	350 円
		一般	1時間につき	700 円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき		1時間につき	3,500 円
	照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合 1面につき	1時間につき	510 円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合 1面につき	1時間につき	2,550 円
運営室(冷暖房含む)		1時間につき	190 円	

- 備考 1 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 使用者が入場料を徴収するときは、使用料(照明設備及び運営室の使用料を除く)の額は、この表に掲げる額の2倍の額とする。

☆全施設共通☆ ※使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。

有料公園 施設名	区 分			金 額	
多目的 グラウンド	ソフトボール場	中学生 以下	全面	1時間につき	420 円
			4分の3 (3面)	1時間につき	320 円
			4分の2 (2面)	1時間につき	210 円
			4分の1 (1面)	1時間につき	110 円
		高校生	全面	1時間につき	630 円
			4分の3 (3面)	1時間につき	480 円
			4分の2 (2面)	1時間につき	320 円
			4分の1 (1面)	1時間につき	160 円
		一般	全面	1時間につき	1,260 円
			4分の3 (3面)	1時間につき	950 円
			4分の2 (2面)	1時間につき	630 円
4分の1 (1面)			1時間につき	320 円	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合				1時間につき	6,300 円
照明設備	アマチュアスポーツに使用する場合		全点灯	1時間につき	1,260 円
			2分の1点灯	1時間につき	630 円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1時間につき	6,300 円	

有料公園 施設名	区 分		金 額	
多目的 広場	多目的広場	中学生以下	1時間につき	420 円
		高校生	1時間につき	630 円
		一般	1時間につき	1260 円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合			1時間につき

- 備考 1 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 使用者が入場料を徴収するときは、使用料の額は、この表に掲げる額の2倍の額とする。

☆全施設共通☆ ※使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。

有料公園 施設名	区 分		金 額	
弓道場	一般使用者	中学生以下	1回につき	50 円
		高校生		80 円
		一般		150 円
	年間登録者	中学生以下	1年間につき	1,590 円
		高校生		2,380 円
		一般		4,750 円

- 備考 1 「年間登録者」とは1年間を通じて使用する旨の登録をした者をいい、「一般使用者」とは年間登録者以外の者をいう。
- 2 「中学生以下」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就業するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 3 「1年間」とは4月1日から翌年3月31日までの期間をいい、1年間に満たない期間は、1年間とみなす。